

## 福島県立大野病院事件判決に関する声明

日本超音波医学会は、福島県立大野病院事件に対する福島地方裁判所の判決を適正且つ妥当な判決と評価致します。

出産に際しての母体の死亡は医療における最も悲惨な出来事で、本会は、亡くなられた患者様には心から哀悼の意を表すところであります。

しかしながら今回の事例は、癒着胎盤という重篤な産科異常に対し担当医が力を尽くした結果、生命を救うことができなかつたものであります。担当医の施行した医療の水準は高く、医療過誤と言うべきものではないことは、周産期医学の大多数の専門医の認めるところであります。この様な事例に対し、結果の重大性に基つき担当医師が逮捕され起訴されたことに本会は強い遺憾の念を抱いております。

此度の判決は、日夜誠心の医療に努める現場の医師達の使命感を持続させ、委縮することなく患者本位の医療を実践できる環境を与えるものと考えます。

検察庁にはこの判決に控訴しないことを強く要請すると共に、関係諸方面にはこのことへのご協力をお願いする次第であります。

平成 20 年 8 月 29 日

社団法人日本超音波医学会

理事長 岡井 崇